

## 在ドイツ日本大使館領事部

<http://www.de.emb-japan.go.jp/nihongo/konsular/014kyouiku.html>

## 教育

### 教科書の無償配布

当館では、管轄地域内に長期滞在する日本人義務教育年齢者（小・中学生）に対して、日本国内の学校に通学している時と同様に、日本の教科書を無償で配布しています。教科書の配布を希望される方は、次の要領でお申し込みください。

### 配布対象

当館管内（ベルリン州、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ザクセン州、ザクセンアンハルト州、テューリンゲン州）に、長期滞在（在留届提出者）し、日本国籍を有する小学1年生から中学3年生までの義務教育学齡期の児童・生徒で、将来日本に帰国する意志を有している児童・生徒に限られます。（当館管轄外に在住の方は、最寄りの総領事館（デュッセルドルフ、ハンブルク、フランクフルト、ミュンヘン）にお問い合わせください。）

永住者は原則として対象となりませんが、両親が永住査証を取得しており、本来は永住者に分類されるとしても、将来本邦の中学、高等学校への進学を希望する意思を有する児童・生徒、本邦での就労を希望する児童・生徒は、配布を受けられますので、ご相談ください。

日本人学校、日本語補習授業校に在籍している児童・生徒は、学校を通じて教科書の配布を受けられますので、申込みの必要はありません。

これから海外に赴任される場合は、必ず出国前に下記財団より教科書を入手してください。

（リンク）（財）海外子女教育振興財団：<http://www.joes.or.jp/>

## 配布時期

小学生用は毎年3月頃（翌年度前期用）と毎年9月頃（後期用）の年2回、中学生用は毎年3月頃（翌年度用）の年1回

## 受領方法

原則として、当館窓口で直接お渡しすることとじていますが、郵送を希望される場合、送料は申込者負担となります。

## 申込方法

当大使館領事部にご連絡下さい。

## 申込先

在ドイツ日本大使館領事部/ Botschaft von Japan, Konsularabteilung  
Hiroshimastr. 6, 10785 Berlin  
Tel: 030/210 94 0、 Fax: 030/210 94 228

郵送で申込まれる際は、封筒の表に「教科書申込み」とご記入願います。

## (財) 海外子女教育振興財団

<http://www.joes.or.jp/kojin/kyokasho>

### 【ご出国後に在外公館から教科書の配布を受けるには】

お住まいの地域を管轄している在外公館(大使館、(総)領事館)にてお手続きいただく必要があります。

各在外公館で手続き方法・申込受付期間が異なりますので、お早めにご確認されることをおすすめいたします。

在留地管轄の在外公館は[こちら](#)(外務省内の HP)をご参照ください。

在外公館による教科書の配布は小学生が年2回(前期・後期)、中学生が年1回(前期)となっています。

### 【在外公館による教科書配布の申請時期について】

教科書下巻の申請時期は配布される年の3月から4月頃に、新年度の教科書の申請時期は配布される前年の8月から9月頃の申請となります。

具体的な申請時期や方法に関しては、在外公館ごとに異なっておりますので、当該の在外公館お早めにご確認されることをおすすめいたします。

※申込受付期間外は個別で手配するため、在外公館にて「教科書追加送付申請」のお手続きをすることで入手することができます。

上記、いずれの方法でも入手できない場合、在外公館にて「教科書追加送付申請」のお手続きをすることで、入手することができます。

### 【教科書追加送付申請】

上記の方法で教科書が入手できなかった場合、[在留地管轄の在外公館](#)にて「教科書追加送付申請」を行うことにより、教科書を入手することができます。

※JOES では直接の申請は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

受け取り方法は申請時に選択が可能です(JOES 窓口での受け取り・国内送付・海外送付)。

「送付」をご希望の場合は送料・梱包手数料(※)が発生します(教科書本体は無償です)。

※送料・手数料は重量、地域によって異なる為、お見積りを申請書に明記されたEメールアドレス宛にご案内いたします。

※追加送付申請をされていない方からの直接のお問い合わせにはお答えしておりませんので、あらかじめご了承ください。

※発送は原則1世帯ごとの取り扱いとなります。